

令和3年第2回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年2月12日（金） 午前9時30分～午前10時20分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

2番：道園 浩二 3番：田口 昭広 4番：小島 政文

5番：尾上 春樹 7番：塚本 壽 8番：山田 和治

9番：寺本 眞理子 10番：井川 輝征 11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

1番：中川 光春 6番：告宮 幸一

○農地利用最適化推進委員

※コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉

係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第 3号 | 農地使用貸借権の合意解約の届出について |
| 日程第2 | 報告第 4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第3 | 報告第 5号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について |
| 日程第4 | 報告第 6号 | 農地形状変更届出書について |
| 日程第5 | 報告第 7号 | 農地法施行規則第29条の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第 8号 | 農地法施行規則第53条の規定による届出について |
| 日程第7 | 議案第 6号 | 農地法第3条の規定による許可申請書審議について |
| 日程第8 | 議案第 7号 | 農地法第4条の規定による許可申請書審議について |
| 日程第9 | 議案第 8号 | 農地法第5条の規定による許可申請書審議について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 農用地利用集積計画の審議について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について（非農地判断） |

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、今回の総会は、コロナウイルス感染予防のため、農業委員のみで開催することとしましたのでお知らせいたします。</p> <p>また、1番の〇〇委員、6番の〇〇委員から、欠席報告がっておりますのでお知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は9番の〇〇委員、10番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第3号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第3号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第3号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第3号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p>

	<p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番から4番まで、中間管理事業による合意解約のため、まとめて説明します。</p> <p>まず、1番から2番について、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>これは、賃貸人・中間管理機構・賃借人の全てにおいて解約となり、土地は2番の賃貸人の方へ戻ります。</p> <p>次に、3番から4番について、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>こちら先ほど説明しました、1番及び2番の案件と同じく、賃貸人・中間管理機構・賃借人の全てにおいて解約となり、土地は4番の賃貸人の方へ戻ります。</p> <p>なお、1番から4番については、令和2年7月豪雨により被害を受け、耕作できなくなった場所になります。</p> <p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>5番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>6番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第4号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第4号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>報告第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p>

	<p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番から2番まで、まとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は全て野菜で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第5号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第5号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第6号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>報告第6号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、水田として利用するには用水が足りないため、客土を行い、畑として利用するという事です。</p> <p>工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「株式会社吉永商会芦北支店」の南西側、約60mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入しており、水田としての利用も困難と思われることから、造成後は野菜等を作付けし、畑として利用するという事です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p>

	1 番の案件を 4 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	8 日に事務局と〇〇推進委員と現地に行きました。 見たらすぐにわかるくらい、用水路等が壊れてしまっており、田んぼを作るような状態ではありませんでした。今後は、畑として利用されるということですので、良いことだと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 6 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 6 号については、これで終わります。 次に、報告第 7 号「農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 報告第 7 号、農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について。 農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農機具置場です。 転用目的が農業用施設であり、転用面積が 1 9 7 m ² で 2 0 0 m ² 未満であるため、農地法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により、許可が不要な転用になります。 ピンク色総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「平野バス停」の北西側、約 5 0 m の場所になります。 現地確認ですが、周囲に農地及び住宅が存在しますが、日照・通風等に影響はなく、営農条件の支障はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 8 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局から説明のあったとおりです。 特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 7 号について、質疑ありませんか。

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第7号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第8号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>報告第8号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び名義人・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「永谷農村公園」の南東側、約50mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で北側に農地が存在しますが、日照・通風等に影響はないため、営農条件の支障はないと感じました。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細及び名義人・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p> <p>ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「永谷公民館」の南西側、約1kmの場所になります。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをお願いします。位置図を拡大したものになります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で南側に農地が存在しますが、日照・通風等に影響はないため、営農条件の支障はないと感じました。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>3番、土地の詳細及び名義人・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p>

	<p>ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「熊ヶ倉公民館」の北側、約160mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周囲に農地が存在しますが、周囲も休耕地で、日照・通風等に影響ないため、営農条件の支障はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番と2番の案件をまとめて、8番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から報告がありましたとおり、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>3番の案件を10番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の方から報告があったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第8号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第8号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、譲受人の要望により、売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、自己所有地の隣地にあり、果樹園の規模拡大を図るため、買い受ける. となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「小崎地区公民館」の南側、約480mの場所になります。</p>

現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後は果樹園として、適正に管理するということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、売り渡す。譲受人は、自己所有地の隣地にあり、果樹園の規模拡大を図るため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、譲受人の要望により、売り渡す。

譲受人事由ですが、自己所有地の隣地にあり、果樹園の規模拡大を図るため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「小崎地区公民館」の南側、約500mの場所で、先ほど説明した1番の案件の南側になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後は果樹園として、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、売り渡す。譲受人は、自己所有地の隣地にあり、果樹園の規模拡大を図るため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思いま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足のため、売り渡す。

譲受人事由ですが、農業経営規模拡大のため、買い受ける。となっています。
ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「志水バス停」の北西側、約130mの場所になります。

現地確認では、申請地は以前から、賃貸借を結ばれていた場所で、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足のため、売り渡す。譲受人は、農業経営規模拡大のため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

議案書の9ページをお願いします。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、譲受人の要望により、売り渡す。

譲受人事由ですが、自宅及び耕作地に隣接しており、耕作管理が行いやすいため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「杉園公民館」の北側、約30mの1筆と西側、約20mの合計2筆です。

現地確認では、申請地は現在、適正に管理されており、買い受け後は水稻を作付けし、管理するということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、売り渡す。譲受人は、自宅及び耕作地に隣接しており、耕作管理が行いやすいため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

	<p>議案書に戻ります。</p> <p>5番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、水害や労力不足により、耕作管理のため、売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、譲渡人の要望もあり、耕作管理するため、買い受ける。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「大野温泉センター」の南東側、約300mの場所になります。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入しており、買い受け後は、梅及び栗を作付けし、耕作地として適正に管理するという事でした。</p> <p>黄色調査書の5ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、水害や労力不足により、耕作困難なため、売り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、耕作管理するため、買い受ける。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番と2番の案件をまとめて、2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員と事務局と私の3人で現地を確認しました。</p> <p>事務局からの説明のとおりで、現地は農作物の出来るような状況ではありませんが、譲受人は建設業をされており、機械等を使って整備し、ミカンを作付けするという事で、意欲的に話されておりました。</p> <p>今後は、申請地周辺の土地も買い上げ、ミカン園の規模拡大を行いたいということでしたので、度々申請があるかと思ひます。</p> <p>何ら問題ないと思ひますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件を1番の〇〇委員にお願いしておりましたが、欠席ですので、事前に〇〇委員より、問題ないことを確認しております。</p>

	4番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	8日に〇〇推進委員と事務局の3人で現地確認しました。 申請地は、譲受人自宅の近くにありまして、本人も積極的に農業をされていますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	5番の案件を6番の〇〇委員にお願いしておりましたが、欠席ですので、事前に〇〇委員より、問題ないことを確認しております。 担当委員からの説明が終わりました。 議案第6号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の10ページをお願いします。 議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

	<p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>ピンク色総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「佐敷中学校」の北側、約50mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は以前から、宅地として利用していましたが、令和2年7月豪雨により被災し、住宅を建て替えようとしたところ、転用申請及び地目変更登記を怠っていたことが判明したため、今回の申請になったとのことです。</p> <p>また、周囲に農地は存在しないため、日照・通風等に影響はないと感じました。ピンク色総会資料の13ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は北側の下水道へ排水する計画です。ピンク色総会資料の14ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには申請地のみの750㎡です。</p> <p>黄色調査書の6ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地は、昭和42年に申請者の夫が住宅を建築していたが、令和2年7月豪雨により、建て替えを計画したところ、転用申請及び地目変更登記を怠っていたため、今回申請するもの」です。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積については、転用面積が750㎡のうち、住宅地利用可能面積が517㎡であり、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員と事務局と私の3人で現地を確認に行きました。</p>

	事務局から説明のあったとおりです。始末書の添付もありますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第7号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをお願いします。</p> <p>議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の15ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「石路の里」の南西側、約180mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の16ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、東側の排水路へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の17ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.7haです。</p> <p>黄色調査書の7ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。

	<p>●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、鹿児島県出水市に居住しており、職場が芦北町内で子どもの小学校入学を機に、実家近くに個人住宅を新築することから、今回申請するもの」です。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員、事務局と現地に行きました。</p> <p>事務局からの説明のとおり、周辺は住宅地となっており、排水もしっかり計画されていますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第8号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第9号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の12ページをお願いします。</p> <p>議案第9号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は甘夏で設定期間は再設定の2年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p>

	<p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第9号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第10号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の13ページをお願いします。</p> <p>議案第10号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名について、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>現地確認の判断結果ですが、農地と判断できると思います。</p> <p>別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「道の駅たのうら」の南側、約900mの場所になります。</p> <p>2ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。</p> <p>3ページには、現況写真を載せています。</p>

	<p>申請地は写真のとおり、森林の様相を呈しています。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>現地確認の判断結果ですが、非農地と判断できると思います。</p> <p>別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「みやもと海産物第3工場」の北側、約280mの場所になります。5ページに航空写真図を載せています。斜線部分が申請地になります。6ページには、現況写真を載せています。</p> <p>申請地は写真のとおり、森林の様相を呈しています。</p> <p>7ページに現地確認の結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、1番及び2番ともに、雑木などが生い茂り山林化しており、農地への復元が困難であると思われます。</p> <p>よって、非農地判断の判断基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を1番の〇〇委員にお願いしておりましたが、欠席ですので、事前に〇〇委員より、問題ないことを確認しております。</p> <p>2番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員と事務局と一緒に現地を確認しました。</p> <p>申請地付近は、7月豪雨の影響で山が崩れており、復旧工事をするということです。早急な対応・工事が必要だと思いますし、申請地は非農地と判断できる場所ですので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第10号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p>

お諮りします。

1 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。

2 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

—